

民法等の一部を改正する法律案の概要

■ 法案の趣旨

- ・ 児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から，親権の停止制度を新設し，法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに，関連する規定について所要の整備を行う。

■ 法案の要点

【 親権の喪失の制度等の見直し 】

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法，児童福祉法）
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

【 未成年後見制度等の見直し 】

- 法人または複数の未成年後見人の許容（民法）
- 里親等委託中および一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

【 その他 】

- 親の子に対する懲戒権に関する規定の見直し（民法）
- その他，所要の規定の整備（児童福祉法，家事審判法，戸籍法，屋外広告物法等）

■ 公布日

平成23年6月3日（平成23年法律第61号）

■ 施行時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日